



栃木県公報

平成31(2019)年
3月29日(金)
号 外
第 12 号

目 次

教育委員会

- 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部改正..... 1
- 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正..... 5
- 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 12
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正..... 12
- 栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部改正..... 13
- 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部改正..... 17
- 栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正..... 20
- 県立学校管理規則の一部改正..... 20
- 県立学校職員服務規程の一部改正..... 21
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 22
- 栃木県教育委員会公印規程の一部改正..... 29
- 栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正..... 30

教育委員会

栃木県教育委員会規則第二号

教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部を改正する規則

(教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正)

第一条 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和二十六年栃木県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(宣誓書の取扱)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には高校教育課長が、その他の職員である場合には総務課長が、それぞれ整理保管するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(宣誓書の取扱)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には教職員課長が、その他の職員である場合には総務課長が、それぞれ整理保管するものとする。</p>

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第二条 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(課、室及び担当)

第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。

課室名	担当名
略	
義務教育課	総務担当、人事担当、指導担当、学力向上推進担当
高校教育課	総務担当、人事担当、指導担当
略	

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。

課名	室名
略	
学校安全課	略
略	

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一・二 略
- 三 事務局の職員及び教育機関の教職員の人事に関する総合企画及び総合調整に関すること。
- 四 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員(以下「事務局等の職員」という。)の定数、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(給与、旅費及び退職手当に関するものを除く。)
- 五 事務局の職員及び教育機関の教職員の給与、旅費及び退職手当に関すること。
- 六(二十一) 略

(学校安全課の分掌事務)

第五条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一(十) 略
- 十一 恩給に関すること

(課、室及び担当)

第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。

課室名	担当名
略	
教職員課	総務担当、小中学校人事担当、県立学校人事担当
学校教育課	総務担当、小中学校教育担当、高等学校教育担当
略	

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。

課名	室名
略	
学校安全課	略
学校教育課	学力向上推進室
略	

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一・二 略
- 三 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員(以下「事務局等の職員」という。)の定数、任免、給与、旅費、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 四(十九) 略

(学校安全課の分掌事務)

第五条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一(十) 略
- 十一 恩給及び退職手当に関すること

十二〜十六 略

(義務教育課の分掌事務)

第六条 義務教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

- 一 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校(以下この条、第八条及び第十条において「小中学校等」という。)の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事(給与、旅費及び退職手当に関するものを除く。)
- 二 小中学校等の教職員の組織する職員団体に関する事。
- 三 小中学校等の学級編制に関する事。
- 四 小中学校等の教職員の職員費に関する事。
- 五 小中学校等の設置、廃止、設置者変更等に関する事。
- 六 教育職員の免許に関する事。
- 七 小中学校等の校長及び教員に対する指導及び助言に関する事。
- 八 小中学校等の教育課程及び指導計画に関する事。
- 九 小中学校等の児童及び生徒の指導に関する事。
- 十 小中学校等の教育評価に関する事。
- 十一 小中学校等の児童及び生徒の学力調査に関する事。
- 十二 小中学校等の管理下において行われる部活動(スポーツに係るものを除く。)に関する事。
- 十三 小中学校等の教科書及びその他の教材に関する事。
- 十四 幼児教育に関する事。
- 十五 栃木県教科用図書選定審議会に関する事。
- 十六 小中学校等の教育関係団体に関する事。
- 十七 その他小中学校等の教職員及び学校教育に関する事。

(高校教育課の分掌事務)

第七条 高校教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

- 一 県立学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事(給与、旅費及び退職手当に関するものを除く。)
- 二 県立学校の教職員の組織する職員団体に関する事。
- 三 県立学校の学級編制に関する事。
- 四 県立学校の募集定員に関する事。

十二〜十六 略

(教職員課の分掌事務)

第六条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立学校(以下この条及び次条において「公立学校」という。)の教職員の定数、任免、給与、旅費、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 二 公立学校の教職員の組織する職員団体に関する事。
- 三 公立学校の学級編制に関する事(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)
- 四 県立学校の募集定員に関する事。
- 五 公立学校の教職員の職員費に関する事。
- 六 市町村立学校及び県立学校の設置及び廃止並びに市町村立学校の設置者変更等に関する事。
- 七 教育職員の免許に関する事。
- 八 その他公立学校の教職員に関する事。

(学校教育課の分掌事務)

第七条 学校教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

- 一 公立学校の校長及び教員に対する指導及び助言に関する事。
- 二 公立学校の学校教育指導計画及び教育課程に関する事。
- 三 公立学校の児童及び生徒の指導に関する事。
- 四 公立学校の教育評価に関する事。

- 五 県立学校の教職員の職員費に関する事。
- 六 県立学校の設置及び廃止に関する事。
- 七 県立学校の校長及び教員に対する指導及び助言に関する事。
- 八 県立学校の教育課程及び指導計画に関する事。
- 九 県立学校の生徒の指導に関する事。
- 十 県立学校の教育評価に関する事。
- 十一 県立学校の生徒の学力調査に関する事。
- 十二 県立学校の管理下において行われる部活動（スポーツに係るものを除く。）に関する事。
- 十三 県立学校の教科書及びその他の教材に関する事。
- 十四 県立学校の管理及び運営に関する事。
- 十五 県立学校の授業料に関する事。
- 十六 県立学校の生徒の入学、転学及び退学に関する事。
- 十七 県立学校の入学者の選考及び選抜に関する事。
- 十八 県立高等学校通信教育に関する事。
- 十九 栃木県産業教育審議会に関する事。
- 二十 県立学校の教育関係団体に関する事。
- 二十一 その他県立学校の教職員及び学校教育に関する事。

(特別支援教育室の分掌事務)

第八条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 小中学校等
の特別支援学級並びに県立の特別支援学校（以下「特別支援学校等」という。）の教育課程及び学習指導に関する事。
- 三〜九 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〜四 略
- 五 小中学校等及び県立学校の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関する事。
- 六〜十五 略

- 五 公立学校の児童及び生徒の学力調査に関する事。
- 六 教科書及びその他の教材に関する事。
- 七 幼児教育に関する事。
- 八 県立学校の管理及び運営に関する事。
- 九 県立学校の授業料に関する事。
- 十 県立学校の児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事。
- 十一 県立学校の入学者の選考及び選抜に関する事。
- 十二 県立高等学校通信教育に関する事。
- 十三 栃木県教科用図書選定審議会に関する事。
- 十四 栃木県産業教育審議会に関する事。
- 十五 公立学校の教育関係団体に関する事。
- 十六 その他公立学校の学校教育に関する事。

(特別支援教育室の分掌事務)

第八条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに県立の特別支援学校（以下「特別支援学校等」という。）の教育課程及び学習指導に関する事。
- 三〜九 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〜四 略
- 五 公立学校 の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関する事。
- 六〜十五 略

(栃木県教科用図書選定審議会規則の一部改正)

第三条 栃木県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(庶務)
第五条 選定審議会の庶務は、栃木県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(庶務)
第五条 選定審議会の庶務は、栃木県教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(栃木県総合教育センター管理規則の一部改正)

第四条 栃木県総合教育センター管理規則(平成四年栃木県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 八 略</p> <p>八の二 教育に関する統計(本局各課の所掌に属するものを除く。)に関する事</p> <p>九 略</p> <p>生涯学習部</p> <p>一 九 略</p> <p>十 家庭教育(幼児教育に関するものを除く。)の支援に関する各種の事業に関する事</p> <p>研修部</p> <p>一 幼稚園、幼保連携型認定こども園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関する事</p> <p>二 略</p> <p>研究調査部</p> <p>一 幼稚園、幼保連携型認定こども園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に関する事</p> <p>一 教育に関する調査(本局各課の所掌に属するものを除く。)に関する事</p> <p>三・四 略</p> <p>教育相談部 略</p> <p>幼児教育部</p> <p>一 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び公立学校の連携に関する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関する事</p> <p>二・三 略</p> <p>四 家庭教育(幼児教育に関するものに限る。)の支援に関する各種の事業に関する事</p>	<p>(組織等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 八 略</p> <p>九 略</p> <p>生涯学習部</p> <p>一 九 略</p> <p>研修部</p> <p>一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関する事</p> <p>二 略</p> <p>研究調査部</p> <p>一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に関する事</p> <p>一 教育に関する調査及び統計(本局各課の所掌に属するものを除く。)に関する事</p> <p>三・四 略</p> <p>教育相談部 略</p> <p>幼児教育部</p> <p>一 幼稚園、保育所及び公立学校の連携に関する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関する事</p> <p>二・三 略</p> <p>四 家庭教育の支援に関する各種の事業に関する事</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(総務課)

										3	4	5	6
教科に関する専門的事項に関する科目	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	2	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	21	19	18	15	13	12	10	7	13	12	10	7	
大学が独自に設定する科目	5	5	5	5	5	3	3	2	5	3	3	2	
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

ロ 二種免許状の授与

科 目	在職年数							
	6	7	8	9	10	11	12	13
教科に関する専門的事項に関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	29	26	24	21	18	15	13	8
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	2	1	1	1
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

(3) 中学校の部

イ 一種免許状の授与

科 目	在職年数									施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条（3年在学者）			
	5	6	7	8	9	10	11	12		3	4	5	6
教科に関する専門的事項に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3		6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	16	15	14	13	12	10	8	5		10	9	7	5
大学が独自に設定する科目	4	4	4	4	3	3	3	2		4	3	3	2
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10		25	20	15	10

ロ 二種免許状の授与

科 目	在職年数								
	6	7	8	9	10	11	12	13	
教科に関する専門的事項に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	21	19	17	15	13	10	9	6	
大学が独自に設定する科目	4	3	3	3	2	2	2	1	
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	

(4) 高等学校の部 (一種免許状の授与)

(その1)

科 目	在職年数									施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条(3年在学者)			
	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	
教科に関する専門的事項に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	6	4	
大学が独自に設定する科目	8	8	8	8	7	6	5	3	8	6	5	3	
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

(その2)

科 目	29 年 改 正 法 附 則 第 8 項																	
	在職年数		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
教科に関する専門的事項に関する科目	20	19	18	17	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	24	22	20	19	18	17	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4	
大学が独自に設定する科目	16	16	15	14	13	12	11	10	9	8	8	8	8	7	6	5	3	

最低修得単位数	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10
---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

（その3）

科 目	在職年数										施行規則附則第38項及び第39項（3年卒）										施行規則附則第38項及び第39項（2年卒）									
	4	5	6	7	8	9	10	11	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16											
教科に関する専門的事項に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3											
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	12	11	10	9	8	7	6	4	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4											
大学が独自に設定する科目	8	8	8	8	7	6	5	3	11	10	9	8	8	8	8	7	6	5	3											
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10											

2 免許法別表第6関係

(1) 一種免許状の授与

科 目	在職年数		
	3	4	5
養護に関する科目	8	7	6
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	6	5	3
大学が独自に設定する科目	2	1	1
最低修得単位数	20	15	10

(2) 二種免許状の授与

科 目	在職年数				
	6	7	8	9	10
養護に関する科目	14	12	10	8	6
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	8	7	6	5	3

大学が独自に設定する科目	2	2	2	1	1
最低修得単位数	30	25	20	15	10

3 免許法別表第6の2関係
一種免許状の授与

科 目	在職年数							
	3	4	5	6	7	8	9	
管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	32	27	23	18	15	10	5	
栄養に係る教育に関する科目	2	2	2	2	2	2	2	
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	6	6	5	5	3	3	3	
最低修得単位数	40	35	30	25	20	15	10	

別表第2(第20条関係)

1 小学校の部(二種免許状の授与)

(1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

科 目		在職年数
		1
各教科の指導法に関する科目		7
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1
	生徒指導の理論及び方法	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
最低修得単位数		10

(2) 中学校教諭普通免許状を有する者

科 目		在職年数
		1
各教科の指導法に関する科目		7
	生徒指導の理論及び方法	

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
最低修得単位数		9

2 中学校の部（二種免許状の授与）

(1) 小学校教諭普通免許状を有する者

科 目	在職年数		
	1	2	
教科に関する専門的事項に関する科目	7	5	
各教科の指導法に関する科目	2	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
最低修得単位数	11	8	

(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者

科 目	在職年数	
	1	
各教科の指導法に関する科目	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1
	生徒指導の理論及び方法	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
大学が独自に設定する科目	3	
最低修得単位数	6	

3 高等学校の部（一種免許状の授与）

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者

科 目	在職年数

科 目		1
各教科の指導法に関する科目		1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
大学が独自に設定する科目		6
最低修得単位数		9

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十五年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>条例第十三条第一項第二号及び第三号の業務</u> <u>五千百円</u></p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務</p> <p>イ <u>業務に従事した時数が二又は三の場合</u> <u>千八百円</u></p> <p>ロ <u>業務に従事した時数が四以上の場合</u> <u>千六百円</u></p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>条例第十三条第一項第二号及び第三号の業務</u> <u>四千二百五十円</u></p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務</p> <p>イ <u>業務に従事した時数が二又は三の場合</u> <u>千二百五十円</u></p> <p>ロ <u>業務に従事した時数が四又は五の場合</u> <u>二千五百円</u></p> <p>ハ <u>業務に従事した時数が六以上の場合</u> <u>三千七百五十円</u></p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第五号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	
那須町立那須中学校	略	那須町立那須小学校	那須郡那須町大字湯本 201の1
		那須町立那須中学校	略

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教職員課）

栃木県教育委員会規則第六号

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部を改正する規則

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則（平成四年栃木県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第四条 削除		(海の展示館の利用時間) 第四条 海の展示館の利用時間は、九時三十分から十七時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認められた場合であらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを臨時に変更することができる。	
第十条 削除		(教育委員会が定める者) 第十条 条例別表備考三に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。 一 学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合における教員等の指導者 二 教育委員会が海浜自然の家において主催する事業への参加者 三 大学の学生 四 青少年団体、成人団体等の社会教育関係団体の構成員及びその指導者	

五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適
当であると認める者

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号（第5条関係）

利用許可申請書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 指定管理者 様 申請者 所在地 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 5px;"> 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 5px;"> 団体名 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 5px;"> 代表者名 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 5px;"> 電話 () </div>							
次のとおり栃木県立とちぎ海浜自然の家を利用したいので申請します。							
行事等の名称							
利用目的							
利用期間		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 泊 日					
プールの利用		有 ・ 無					
区分		利用予定者（人）			※実利用者（人）		
		男	女	計	男	女	計
中学校生徒以下の者	宿泊						
	日帰り						
高校生等	宿泊						
	日帰り						
その他の者	宿泊						
	日帰り						
計	宿泊						
	日帰り						
連絡先		住所 連絡（引率）責任者名 電話 ()					

- (注)
- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 2 プールの利用の欄は、該当するものに○印を付けること。
 - 3 「宿泊」とは、宿泊を伴う利用をいい、「日帰り」とは、宿泊を伴わない利用をいう。
 - 4 利用計画及び食事数についての資料を添付すること。

別記様式第2号(第5条関係)

利用許可書

第 年 月 日 号

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用を次のとおり許可します。

行事等の名称					
利用期間		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 泊 日			
プールの利用		有 ・ 無			
区分		利用予定者(人)			許可の条件
		男	女	計	
中学校生徒以下の者	宿泊				
	日帰り				
高校生等	宿泊				
	日帰り				
その他の者	宿泊				
	日帰り				
計	宿泊				
	日帰り				
利用料金					円
利用上の注意		1 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。			

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第七号

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則（平成十六年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条 削除</p>	<p>(教育委員会が定める者)</p> <p>第六条 条例別表の1宿泊棟の表備考3に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合における教員等の指導者</p> <p>二 教育委員会がなす高原自然の家において主催する事業への参加者</p> <p>三 青少年団体、成人団体等の社会教育関係団体の指導者</p> <p>四 その他教育委員会が適当であると認める者</p>

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

様

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話 ()

次のとおり栃木県立なす高原自然の家を利用したいので申請します。

行 事 等 の 名 称								
利 用 目 的								
利 用 期 間			年 月 日 時 ~		年 月 日 時		泊 日	
利 用 施 設			1 大研修室		2 中研修室 (1・2)			
			3 小研修室 (1・2・3)		4 体育館			
			5 体験プラザ					
区 分			利 用 予 定 者 (人)			※ 実 利 用 者 (人)		
			男	女	計	男	女	計
中学校生徒 以下の者	宿泊棟の 利用	あり						
		なし						
高 校 生 等	宿泊棟の 利用	あり						
		なし						
その他の者	宿泊棟の 利用	あり						
		なし						
計	宿泊棟の 利用	あり						
		なし						
連 絡 先			住所 連絡 (引率) 責任者名 電話 ()					

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 利用施設の欄は、該当するものに○印を付けること。
 3 利用計画及び食事数についての資料を添付すること。

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校行事)</p> <p>第九条 学校における教育活動の一環として実施する学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。</p> <p>2 前項の行事の実施にあつては、校長は、その行事が海外で行われる場合又は修学旅行、登山若しくは水辺におけるスポーツ活動である場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の行事のうち教育委員会が指示したものの実施にあつては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(学校行事)</p> <p>第九条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、登山等の学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。</p> <p>2 前項の行事の実施にあつては、校長は、その行事が海外で行われる場合又は宿泊を要する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に指示したものについては、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会規則第十号

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

県立学校職員服務規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第三十二条 校長は、その学校に係る次の事項については、専決するものとする。ただし、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 二十一 略</p> <p>二十二 教育財産の使用許可及び貸付けの決定（<u>軽易又は定例的なものに限る。</u>）</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第三十二条 校長は、その学校に係る次の事項については、専決するものとする。ただし、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 二十一 略</p> <p>二十二 教育財産の継続使用許可及び継続貸付けの決定（<u>使用許可条件又は貸付条件に変更のない無料使用許可又は無料貸付けに係るものに限る。</u>）、電柱敷地等並びに自動販売機及び卓上型公衆電話機の設置に係る教育財産の使用許可及び貸付けの決定並びに教育財産の一時使用許</p>

<p>一 教育財産の使用許可(当該許可により使用する部分の教育財産の価格が千万円以上の場合に限り、軽易又は定例的なものを除く。)</p>	<p>一 教育財産の使用許可(当該許可により使用する部分の教育財産の価格が千万円未満の場合に限り、軽易又は定例的なものを除く。)</p>
二(五) 略	

学校安全課関係

<p>教育次長専決事項</p>	<p>学校安全課長専決事項</p>
一(三) 略	
<p>総括課長補佐専決事項</p>	<p>リ</p>
<p>リ</p>	<p>ダ</p>
<p>専決事項</p>	<p>リ</p>
<p>専決事項</p>	<p>ダ</p>

<p>一 教育財産の使用許可(当該許可により使用する部分の教育財産の価格が千万円以上の場合に限る。)</p>	<p>一 教育財産の使用許可(当該許可により使用する部分の教育財産の価格が千万円未満の場合に限り、電柱敷地等並びに自動販売機及び卓上型公衆電話機の設置に係る教育財産の使用許可に係るものを除く。)</p> <p>二 教育財産の継続使用の許可(使用許可条件に変更のない無料使用許可に係るものを除く。)</p> <p>三 教育財産の一時使用許可の決定(県の建設工事を施工する者に対する当該建設工事に必要な教育財産の一時使用許可の決定を除く。)</p>
四(七) 略	

学校安全課関係

<p>教育次長専決事項</p>	<p>学校安全課長専決事項</p>
一(三) 略	
<p>総括課長補佐専決事項</p>	<p>リ</p>
<p>リ</p>	<p>ダ</p>
<p>専決事項</p>	<p>リ</p>
<p>専決事項</p>	<p>ダ</p>

義務教育課関係

教職員課関係

		四(八)略	
教育次長専決事項	義務教育課長専決事項	総括課長	リीडァー
一 指導主事合同研修会の開催	一 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制及び教職員配当の基準の報告 二 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員定数及び標準学級数の報告 三 小学校、中学校及び義務教育学校の職員(教員を除く。)の任用候補者の提示請求及び選択結果の通知 四 小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数の各学校ごとの配分 五 教育職員免許状(以下「免許状」という。)の授与 六 免許状授与についての教育職員の検定 七 教育職員免許状(昭和二十四年法律第百四十七号)による認定講習の実施		

		五(九)略	
教育次長専決事項	教職員課長専決事項	総括課長	リीडァー
一 県立学校の校長の休暇(三日未満の休暇及び三十日以上(傷病休暇を除く。)の承認)	一 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制及び教職員配当の基準の報告		
二 県立学校の校長の研修(六日以上(研修を除く。)の許可)	二 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員定数及び標準学級数の報告		
三 県立学校の校長の二日以上(県外出張)の許可	三 小学校、中学校及び義務教育学校の職員(教員を除く。)の任用候補者の提示請求及び選択結果の通知		
四 県立学校の校長の着任延期の承認	四 小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数の各学校ごとの配分		
五 県立学校職員(教員を除く。)の営利企業等従事の許可又はその取消し	五 教育職員免許状(以下「免許状」という。)の授与		
六 県立学校の校長の二日以上(職務に専念する義務の免除)の承認	六 免許状授与についての教育職員の検定		
七 県立学校の校長の兼職及び他の事業等の従事についての承認	七 教育職員免許状(昭和二十四年法律第百四十七号)による認定講習の実施		

八 学齢児童、
生徒の教育事
務の委託の届
出の処理
九 教科用図書
の無償給付及
び給与
十 教科書展示
会の開催

八 学齢児童、
生徒の教育事
務の委託の届
出の処理
九 県立学校職
員のうち非常
勤職員の任免
及び給与の支
給額の決定
十 県立学校の
女子教職員の
出産に際して
の補助教職員
の任免
十一 県立学校
の司書教諭の
任免
十二 県立学校
職員(教員を
除く。)の任
用候補者の提
示請求及び選
択結果の通知
十三 県立学校
職員の職員記
章の交付
十四 県立学校
職員(校長を
除く。次号か
ら第二十号ま
でにおいて同
じ。)の三十
日以上傷病
休暇の承認
十五 県立学校
職員の七日を
超える研修の
許可
十六 県立学校
職員の七日を
超える職務に
専念する義務
の免除の承認
十七 県立学校
職員の兼職及
び他の事業等
の従事につ
いての承認
十八 県立学校
職員の育児休

休暇を除く。)の承認
 二 県立学校の校長の研修(六日以上)の許可
 三 県立学校の校長の三日以上の県外出張の許可
 四 県立学校の校長の着任延期の承認
 五 県立学校職員(教員を除く。)の営利企業等従事の許可又はその取消し
 六 県立学校の校長の三日以上の職務に専念する義務の免除の承認
 七 県立学校の校長の兼職及び他の事業等の従事についての承認
 八 県立学校に於ける旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第四項の規定による意見の申出

二 県立学校の女子教職員の出産に際しての補助教職員の任免
 三 県立学校の司書教諭の任免
 四 県立学校職員(教員を除く。)の任用候補者の提示請求及び選択結果の通知
 五 県立学校職員の職員記章の交付
 六 県立学校職員(校長を除く。次号から第十二号までにおいて同じ。)の三十日以上(傷病休暇の承認を除く)の傷病休暇の承認
 七 県立学校職員の七日を超える研修の許可
 八 県立学校職員(教員を除く)の七日を超える職務に専念する義務の免除の承認
 九 県立学校職員(教員を除く)の兼職及び他の事業等の従事についての承認
 十 県立学校職員(教員を除く)の育児休業等の承認
 十一 県立学校職員(教員を除く)の自己啓発等休業の承認
 十二 県立学校職員(教員を除く)の配偶者同行休業の承認

業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第四項の規定による意見の申出

三 県立学校(高等学校に限る。)の教科書の採択
 四 県立学校において教科書以外の図書を教材として使用する場合の承認(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)
 五 県立学校の学則の届出の受理
 六 県立学校の教員及び実習助手の現場実習の実施
 七 県立学校の施設の使用(五日以内の使用並びに特別支援教育室及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。)の許可
 八 就学支援金の受給資格の認定

- 十三 県立学校
職員のうち非
常勤職員の勤
務時間その他
の勤務条件の
決定
- 十四 県立学校
の職員定数の
各学校ごとの
配分
- 十五 県立学校
の学級編制の
基準及び教職
員定数の報告
- 十六 県立学校
の学校医等の
委嘱
- 十七 県立学校
の休業日の認
可及び休業日
の特例の認可
- 十八 県立学校
の宿直員の増
減の承認
- 十九 県立学校
(高等学校に
限る。)の教
科書の採択
- 二十 県立学校
において教科
書以外の図書
を教材として
使用する場合
の承認(特別
支援教育室の
所掌に属する
ものを除
く。)
- 二十一 県立学
校の学則の届
出の受理
- 二十二 県立学
校の教員及び
実習助手の現
場実習の実施
- 二十三 県立学
校の施設の使
用(五日以内
の使用並びに
特別支援教育

室及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）の許可
二十四就学支援金の受給資格の認定

特別支援教育室関係く文化財課関係 略
二 略

別表第二（第十二条関係）
文書記号表

課 所 名	記 号
略	
義務教育課	義務教
高校教育課	高 教
略	

特別支援教育室関係く文化財課関係 略
二 略

別表第二（第十二条関係）
文書記号表

課 所 名	記 号
略	
教職員課	教 職
学校教育課	学 教
略	

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第二号

事 務 局
学校以外の教育機関

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会公印規程（昭和五十一年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第一（第二条関係）						別表第一（第二条関係）					
名称	ひな型	書体	寸法（ミル）	使用範囲	公印管	名称	ひな型	書体	寸法（ミル）	使用範囲	公印管
略						略					
同	(口)	同	縦 四 四	教職員免許	義務教	同	(口)	同	縦 四 四	教職員免許	教職員

略	横	一	三	状	用	育課長
---	---	---	---	---	---	-----

略	横	一	三	状	用	課長
---	---	---	---	---	---	----

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第三号

県立学校

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校職員安全衛生管理規程（平成十年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総括安全衛生委員会)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。</p> <p>一 略</p> <p>二 総務課長、施設課長、学校安全課長及び高校 教育課長の職にある者</p> <p>三〜五 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(総括安全衛生委員会)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。</p> <p>一 略</p> <p>二 総務課長、施設課長、学校安全課長及び教職 員課長の職にある者</p> <p>三〜五 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(総務課)